基本					計画期間のめざす方向	平成29年度の取組状況				点検∙評	価		今後の取組	
4的 施第	事業 番号	推進事業名	事業目的・概要	数値 目標No.	目標・めざすべき成果	 平成29年度の実施状況・実績等を記載 		進捗度(4段階)	効率性 (4段階)	男女共 同参画 の 視点	具体的に記載	今後 の進 め方	進め方及び取組む上での課題を 具体的に記載	- 担当課 -
1女性に対するあ	162	①女性に対する暴力 防止に関する啓発事 業の実施	女性に対する暴力防止をテーマに、男女共同参画 推進センターにおける講座・講演会の開催、情報 誌・広報誌による啓発記事の掲載などを実施する。		せるさいたま市の実現。	「女性に対する暴力をなくす運動」(11月12日~25日)の期間に合わせ、DV防止セミナーやデートDV出前講座を実施した。また、岩槻区役所内において高校生が作成したデートDV啓発ポスターやデートDV防止啓発冊子の展示とともに、デートDV未然防止啓発に係る九都県市共通キャッチフレーズが記載された啓発品の配布を行った。 1 DV防止セミナーテーマ:「DVからの回復の道のり~私なりの歩み方で~」日程:11月25日参加者数:55名2デートDV出前講座埼玉大学対象:大学生(新入学生)日程:4月3日参加者数:1,105名	H29	4	4	A, B, C, E	出前講座実施後のアンケート結果から、DVへの理解が深まったことが分かった。	4	DV及びデートDVの予防、啓発のため 今後も引き続き講座を実施する	男女共同参画課
8 6							H28	4	4	A, B, C, [4		
ゆっ							H27 H26	4	4	A, B, C, [4		
る暴力の根絶に向けた	163	②女性に対する暴力 防止のための情報提 供	女性に対する暴力の防止に関する各種資料や情報の収集・提供を行う。		男女共同参画推進センター等において、女性に対する暴力防止についての図書、映像、行政資料などの情報資料を収集し、貸出し・閲覧を行うこと等により、女性に対する暴力防止の意識を啓発する。	男女共同参画推進センター及び女・男プラザにおいて、女性に対する暴力に関する資料や情報の提供を行った。 ・男女共同参画推進センター図書74冊、ビデオ7作品・女・男プラザ図書35冊、ビデオ6作品女性の悩み電話相談を通じて、相談者に対し必要な情報を提供した。	H29	·	3	A, B	資料の収集・提供に際しては、男女双方が参加する会議を設け、意見を伺っている。	4	今後も関連する各種資料を収集・提供し、女性の悩み電話相談の相談者に対し、適切な情報を提供していく。	男女共参画記
意							H28 H27	3	3	A、B A、B		4		
識 啓発	164	③DV防止法の啓発	男女共同参画推進センターのホームページ、男女共同参画社会情報誌「You&Me〜夢〜」、リーフレットなどを媒体として、DVやDV防止法の内容をわかりやすく周知する。		支援、またDVを許さない社会気運の醸成。	男女共同参画社会情報誌「You&Me~夢 〜」において毎号トピックにDV啓発記事を 掲載し、その防止を図った。平成29年10月 号では相談窓口を掲載し、平成30年2月号 では、デートDV未然防止について九都県市 の取組記事を掲載し、周知を図った。	H26	_	3	A, B, D	情報誌啓発誌面の作成にあたっては、男女共に広く周知できるよう努めた。	3	引き続き、DVに関する情報を広く周知できるよう誌面の構成や配布方法を工夫しながら情報提供を行う。	男女共同参画課
3						また、DV防止セミナー「DVからの回復の道のり~私なりの歩み方で~」を開催した。	H28 H27	3	3	A、B、D A、B、D		3		_
<u> </u>							H26	3		A、B、D		3		
2 女性	165		性犯罪を含めた、女性に対するあらゆる暴力の根絶をテーマとした講座、講演会を開催する。	59	て、女性に対するあらゆる暴力の根絶を テーマとした講座、講演会を実施し、性 犯罪等は被害者の人権を大きく侵害す るものであるという認識を深め、暴力の根	テーマ:「性暴力被害にあうということ~正しい理解のために~」		3	3	A, B	企画・実施にあたり 男女双方が参加す る事業検討会議で 意見を伺っている。 子育で中の方も参 加しやすいように託 児を実施した。	4	テーマに沿った講座を実施する。	男女共参画認
対							H28 H27	3	3	A、B A、B		4		
す					ULIA O HAVE YET OLIO (FENIO) AND	+ > rt vp vz xt + /2 > rz /4 - + 1	H26	3	3	A	T-has b-h o D II	4	VP III	
る暴力のない	166	の地域と連進した防	地域防犯活動の促進を図るため、自主防犯活動団体に対する活動経費の一部の助成や、市民に対する広報・啓発を行う。また、地域社会から暴力団を排除し、安全・安心なまちづくりを推進するため、暴力団排除活動に関する広報・啓発を行う。	60	全なまちづくりを推進することにより、刑 法犯認知件数を減少させる。	自主防犯活動を行う団体に対し、活動経費の一部を助成した。振り込め詐欺被害防止、自転車盗被害防止、暴力団排除活動に関する広報・啓発活動等を行い、平成29年末刑法犯認知件数は10,958件であった。	пгэ	4	4	С	平成30年末の目標値の達成に向け、平成29年は目標どおり達成している。	4	犯罪のない安全安心なまちづくりを推進するため、自主防犯活動団体への支援、広報啓発活動の実施、事業者・警察等と連携・協力し、刑法犯認知件数の減少を目指す。	市民生安全談
い 安							H28 H27	4	4	B B		4		
全			*************************************		+	+	H26	4	4	В	中华山土西土	4	+ - 4 \ 0 = 0 = = + 1 \ 2 \	1
・安心な	167	③道路照明施設の設 置及び維持管理	夜間における交通事故や犯罪の発生を防止し、地域住民の通行の安全を図るため、地域住民からの道路照明施設の設置要望を各区役所で受け、地域の実態に即して設置するとともに維持管理を行う。			市民からの設置要望が多い場所や事故が起こりやすい場所を中心に、公衆街路灯の設置を進めた。(平成29年度実績は未確定)	H29	4	4	С	実績は未確定である。	4	市民からの設置要望が多い場所や事故が起こりやすい場所を中心に、公 衆街路灯の設置を進める。	市民生安全記
ま							H27 H26	4	4	C		4		
ちづくり	168	(全) (全) (全) (全) (全) (全) (全) (全) (2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	各区役所において、弁護士による法律相談などを 実施し、離婚やDVなどの相談に対応し、市民サー ビスの向上を図る。		抱える相談者に対し、解決の方策等の	各区役所くらし応援室にて弁護士による法律相談などを行う。離婚・DVIに関する相談について、平成29年度実績は531件(未確定)であった。	H26 H29	4	4	С	男女問わず、相談者が窓口に見えている。	3	引き続き、市民が抱える問題に対し、 10区のくらし応援室で専門相談員に よる相談を実施する。	市民生安全訓
	130	OEMIOWF *					H28 H27 H26	4 4 4	4 4 4	B, C B, C		3 3 3		3 = 10

施基					計画期間のめざす方向	平成29年度の取組状況				点検·評	· 在		今後の取組	
の 方向 施策	番号	推進事業名	事業目的·概要	数値 目標No.	目標・めざすべき成果	 平成29年度の実施状況・実績等を記載 		進捗度(4段階)	効率性 (4段階)	男女共 同参画 の 視点	具体的に記載	今後 の進 め方	進め方及び取組む上での課題を 具体的に記載	担当課
			職場におけるセクシュアル・ハラスメント、マタニ ティ・ハラスメント防止に関する意識の啓発を図る。		セクシュアル・ハラスメントの防止。	男女共同参画推進センター及び女・男プラザにおいて、セクシャル・ハラスメント防止に関する各種資料や情報の収集・提供を行った。					資料の収集・提供に際しては、男女双方が参加する会議を 設け、意見を伺って		セクシャル・ハラスメントに関連する各種資料を幅広く収集し、防止に向けた情報提供を行う。	
						また、男女共同参画推進センター及び女・男 プラザにおいて行われる各種講座への参加 を通して意識啓発を図っている。	H29	3	3	A, B, C	いる。	4		男女共同 参画課
						・男女共同参画推進センター 図書21冊、ビデオ5作品 ・女・男プラザ 図書7冊、ビデオ1作品	1100			A 5 0				
3		のセクシュアル・ハ					H28 H27 H26	3 3 3	3 3 3	A, B, C A, B, C A, B, C		4 4 4		-
セクシュアル・ハラスメン	109	リラスメント等防止に 関する意識啓発	職場におけるセクシュアル・ハラスメント、マタニ ティ・ハラスメント防止に関する意識の啓発を図る。		セクシュアル・ハラスメントの防止。	・市内在住者・在勤者を対象に「働く人の支援講座(基礎から学ぶ労務実務ステップアップコース)」を開催し、テーマの1つとして扱い、周知・啓発を図った。テーマ:「ハラスメント対策のポイント」(全1回)受講者数:34名アンケート結果: ①96.9%が満足と回答 ②96.9%が進活の中で役立つと回答・市のホームページ上に妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い禁止についての情報発信を行い、事業者に向けて周知啓発を図った。	H29	4	4	B, C	仕事がある方も参加しやすいよう、夜間の開催とした。また会場も利便性に 考慮した。	4	・参加者のニーズを満たすテーマで講座を実施する。	労働政策課
1 防						720	H28 H27 H26	4	4	A, B A, B		4		
女性に対するあらゆる暴力の根絶に対する理解と対策の充実	170	②市役所における防止体制	職員に対し、セクシュアル・ハラスメント防止に関する意識啓発を行う。		職員のセクシュアル・ハラスメント防止に関する意識を向上させる。	平成29年度版「人事の手引」にセクシュアル・ハラスメントの防止に関するマニュアルや「セクシュアル・ハラスメントの正しい理解のために」を掲載した。セクシュアル・ハラスメントを含むあらゆるハラスメントを防止するため、「さいたま市職員のセクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱」を見直し、平成29年12月1日付けで新たに「さいたま市職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を制定し全庁に周知した。平成30年1月30日に課長級以上の職員を対象として「ハラスメント防止セミナー」を実施した。	H29	4	4	A, B	職員の多くが引引にする「本学を持ち、 は、ないのでは、ないでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ない		「人事の手引」へのハラスメントの防止等に関する要綱等の掲載やハラスメント防止に関する研修を実施することで、セクシュアル・ハラスメントの防止についての職員の意識向上と正しい理解の促進を図る。	人事課
							H28 H27	4	4	C		4		
	171	③学校現場等におけ	市立各学校・幼稚園に、セクシュアル・ハラスメント 防止委員会を組織し、また、マニュアルを作成して、 セクシュアル・ハラスメントの防止やセクシュアル・ハ ラスメントに起因する問題が生じた場合に適切な措			各学校を訪問し、教職員倫理確立委員会、 セクシュアル・ハラスメント防止委員会の実 施を確認した(年平均3回)。	H26 H29	3	3	C A	各学校における実施状況を確認した。	4	今後も引き続き、学校における左記 委員会の実施を促進していく。	教職員
	'''	る防止体制	フヘメントに起因する問題が生した場合に適切が指置ができるようにする。		調査、相談体制の強化、事例研究、自己評価等を行う。各学校では、年平均3回 (学期1回)程度、委員会を開催する。		H28 H27 H26	3 3	3 3	B B B		4 4 4		-
4 事業者・	170	①セクシュアル・ハ ラスメントに関する 雇用管理上の配慮の 周知			事業主・管理職などによる職場環境の整 備。	・働く人の支援ガイド2018を作成し、職場の ハラスメントについて特集し掲載した。 作成部数 8,000部 ※冊子作成とともにホームページ上に内容 を掲載し、広く周知を図った。	H29		4	В	内容の記載について、誰もが違和感を持つことのない表現となるよう心掛けた。		・ガイドブックは、時事的な新しい情報を盛り込み、広くわかりやすい内容を 心がける。	労働政策課
· 団 体		-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1	セクシュアル・ハラスメント防止に関する図書、DVD		男女共同参画推進センター等におい	男女共同参画推進センター及び女・男プラ	H27 H26	4	4	A, B A, B	資料の収集・提供に	4	セクシャル・ハラスメントに関連する各	_
による取組の	173	②セクシュアル・ハ ラスメント防止のた めの情報提供	などを収集し、市民・市内事業者に提供する。		て、セクシュアル・ハラスメント防止に関す	ザにおいて、セクシャル・ハラスメント防止に 関する各種資料や情報の収集・提供を行っ た。	H29	3	3	A, B, C	質料の収集・提供に際しては、男女双方が参加する会議を 設け、意見を伺っている。		をグンマル・ハラスメントに関連する各種資料を幅広く収集し、防止に向けた情報提供を行う。	男女共同参画課
						・女・男プラザ図書7冊、ビデオ1作品	H28 H27	3	3	A、B、C A、B、C		4		
				1	<u> </u>		H26	3	3	A、B、C		4		

事業者 号170の 太枠・写像 がの記で、 がいました。 は、でました。 は、でました。 は、でました。

基					計画期間のめざす方向	 	/	1		点検·詔	価		今後の取組	
本的施策	事業 番号	推進事業名	事業目的・概要	数値 目標No.	目標・めざすべき成果	平成29年度の取組状況 平成29年度の実施状況・実績等を記載		進捗度(4段階)	効率性 (4段階)	男女共 同参画 の 視点	具体的に記載	今後 の進 め方	と	 担当認
	174	①市民への意識啓発	講座・講演会の開催、パンフレットの作成・配布などにより、市民への意識啓発を行う。 ①DVの防止・啓発 ②女性に対する暴力をなくす運動の周知		暴力は許さないという社会気運の醸成。 人権が尊重され、市民がいきいきと暮ら せるさいたま市の実現。	「女性に対する暴力をなくす運動」(11月12日~25日)の期間に合わせ、DV防止セミナーやデートDV出前講座を実施した。また、岩槻区役所内において高校生が作成したデートDV啓発ポスターやデートDV防止啓発冊子の展示とともに、デートDV未然防止啓発に係る九都県市共通キャッチフレーズが記載された啓発品の配布を行った。 1 DV防止セミナーテーマ:「DVからの回復の道のり~私なりの歩み方で~」	H29	4	4	A. B. C. [出前講座実施後のアンケート結果から、DVへの理解が深まったことが分かった。	4	DV及びデートDVの予防、啓発のため 今後も引き続き講座を実施する	男女共参画調
						日程:11月25日 参加者数:55名 2 デートDV出前講座	H28	4	4	A, B, C, [4		_
						埼玉大学 対象:大学生(新入学生) 日程:4月3日 参加者数:1,105名	H27	4	4	A, B, C, [4		
							H26	4	4	A, B, C, [4		
			DVを未然に防ぐため、学校などにおいて、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育・研修などを促進する。 ①人権教育の推進様々な人権問題の解決に向けて、市民や学校における児童生徒及び教職員の人権意識の高揚を図るともに、様々な人権問題を解決していこうとする児童生徒を育成する。人権同和問題の理解を図る講座、人権啓発講演会の開催、人権標語・人権作文の募集及び表彰、実践事例集・人権作文集・人権		①市民や児童生徒及び教職員の人権に 対する意識の向上。	①59の全ての地区公民館で人権講座を実施、市立小・中学校から人権標語90,774点、作文66,254点の応募、人権作文集・人権教育ニュース等の啓発資料を発行し、計画どおりに配布した。②平成29年度は人権啓発資料「ひまわり」に代わり、第3版「人権教育指導プラン」を作成し、完成させた。平成30年度の5月末までに配布する。 ③学校人権教育研修会を39回開催した。	H29	4	4	С	①③どの事業も男女が分け隔てなく参加いただき、人権に対する意識の向上が図られた。②児童生徒が、男女の別を問わず活用される啓発資料となった。	4	①③人権意識の向上を図る事業を継続して行うことが必要であり、また、新たな人権課題にも適切な対応が求められる。 ②平成29年度に第3版「人権教育指導プラン」を完成させ、平成30年度の5月末までに全市立学校に配布するが、その後の人権教育研修会等で、同プランの活用について説明を行う必要がある。	-
1 教			ニュースの発行等に取組む。				H28 H27	4	4	C		4		
育・	175	②学校等における人 権教育の推進	②人権教育啓発資料「ひまわり」の発行 ②学校 上 権数		①全学生が教職員等から性別による差別を感じることなく、また自身も性別にと	性別にとらわれることのない看護教育が実 践できた。	H26		4	C	男女の差なく看護教育を通じた人権意識	4	学生数が増加しているが、引き続きき め細やかな指導をしていく。	•
啓発の推進			基づく教育・研修などを促進する。 ①男女平等の視点からの生活指導・進路指導将来、性別によらず同様に看護を実践することができる人材の育成を図るため本学院に在籍する全学生に対して、男女平等の視点から指導・教育を行っている。 ②学校保健事業・健康教育の推進		かることなく、看護に必要な知識・技術の習得に励めるような環境を整備する。	B& CC120	H29		4	С	を共有できた。	4	のかmu (*73 /A)日寺としてV (。	高等看学院
							H28 H27	4	4	C		4		
			DV及びデートDVの予防のため、学校等関係機関などと連携して、若年層を対象とした啓発活動を行う。 ①デートDVの防止・啓発		若年層におけるデートDVに対する、意識の醸成。	①デートDV未然防止に係る九都県市共通のキャッチフレーズが記載された啓発品(エコカイロ、絆創膏)を「女性に対する暴力をなくす運動」週間などの機を捉え、配布し啓発に努めた。また同時期にさいたま新都心駅や大宮駅等で映像機を通じ九都県市でのデートDV未然防止への取り組みを放映するなど市民への啓発に努めた。			3	A, B, C, [デートDV啓発にあたり企画・啓発品作製の際、男女が対等に意見を出し合った。	4	今後も引き続き啓発を行っていく。	男女;
	176	③若年層における未 然防止啓発の推進				②若年層におけるデートDVの防止及び啓発のための出前講座を実施した。 デートDV出前講座(1回) 埼玉大学 日程:4月3日	H28 H27 H26	4	3 4 4	A, B, C, [A, B, C, [A, B, C, [4 4 4		-
			DV及びデートDVの予防のため、学校等関係機関などと連携して、若年層を対象とした啓発活動を行う。 ①デートDVの防止・啓発 ②教職員への研修		相手の人権を尊重し、デートDVのない 社会づくり。	①これまでのデートDVパンフレットの内容の 見直しを図った最新版を作成し、市立中・高 等学校の2年生を対象に配布した。 ②市立中・高等学校教職員を対象にした、 デートDV研修会を実施した。市立高校全4 校から各2名ずつと、希望のあった市立中学	H29		3	С	教職員対象の研修会 に、中学校希望者の 参加が少ないため、 様々な機会を通じて 研修会の周知を図る。	4	人権意識の向上を図る事業を継続して行うことが必要がある。また、中学校希望者の参加を増やすための更なる工夫が必要である。	人権非
						校2校2名の出席があった。	H28 H27	4	3	C		4		-

施策	基					計画期間のめざす方向	亚成20年度の取組化に	/			点検·評	価		今後の取組	
東の方向	本的施策	事業 番号	推進事業有	事業目的•概要	数値 目標No.	目標・めざすべき成果	平成29年度の取組状況 平成29年度の実施状況・実績等を記載		進捗度(4段階)	効率性 (4段階)	男女共 同参画 の 視点	具体的に記載	今後 の進め方	具体的に記載	- 担当課
				DVの被害を深刻化させないために、被害者の早期発見に努めるとともに、市民、医療関係者及び福祉関係者などに対して、DVの発見者の通報体制について周知する。		被害者の早期発見により、被害の深刻化を防ぐ。	公共施設にDV専用電話のチラシやパンフレットを配架する等、DV被害者の早期発見に努めた。	H29	3	3	А	企画・実施にあたり、男女が対等に意見を出し合った。	3	引き続き、市民や関係機関に対して 情報の周知を図っていく。	男女共同参画課
2				①通報体制の周知				H28 H27 H26	3 3	3 3	A A A		3 3		
ドメスティック・		177	①早期発見・通報体	DVの被害を深刻化させないために、被害者の早期発見に努めるとともに、市民、医療関係者及び福祉関係者などに対して、DVの発見者の通報体制について周知する。 ①24時間児童虐待通告電話の充実子どもへの身体的・心理的・性的・ネグレクトなどによる虐待行為をなくすため、児童虐待の通告等を夜間、土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を問わず、		り、児童虐待を防止する。	24時間児童虐待通告電話を、夜間・休日・ 年末年始を含め実施した。実績としては、平 成28年度は、「毎日24時間」電話受付を実 施している。相談受理件数は1,117件であ り、虐待通告件数は215件(3月31日付)で あった。	H29		4	А	男性女性双方の職員が、スケジュールを組み、休日・深夜の緊急電話通告に対応した。	4	平成29年度と同様に実施する。	児童 相談所
バイ				24時間365日受付ている。				H28 H27 H26	4 4	4 4	A A A		4 4		_
オレンス防止対策に	2被害者の早期発			DVの被害を深刻化させないために、早期対応に 努める。 ①要保護児童対策地域協議会の開催 児童虐待の問題が深刻化している中で、子どもの 人権を尊重し、のびのびと育つことができるような環 境づくりを促進する。虐待を受けている児童を始め とする要保護児童の早期発見や適切な保護を図る ために、関係機関が当該児童等に関する情報や考		止から早期発見、早期対応が図れる連携体制を確立し、より良い対策が検討できる体制づくり。	要保護児童対策地域協議会において各会 議を定期的に開催し、関係機関との情報の 共有、連携のもと、要保護児童対策の充実 を図った。 開催回数:代表者会議1回、区会議合計12 回(各区にて開催)		4	4	A	各会議の開催にあ たり男女が共に意 見を出し合った。	4	児童虐待防止に向け、各関係機関の 対応力を向上させるため、会議内容 を充実させていく。	子育で支援 政策課
被害	見 と			ために、関係機関が当該が重等に関する情報で与え方を共有し、円滑な連携・協力を図る協議会。				H28 H27 H26	4 4 4	4 4 4	A A A		4 4		-
者の自立支援	相談体制の充実			各種相談事業の実施及び相談窓口の周知を行う。 相談窓口の相談員については、さらなる資質向上 に努める。また、DV防止法に基づく配偶者暴力相 談支援センターを設置し、取組を強化する。 ①配偶者暴力相談支援センターの設置 ②DV相談事業		ともに、相談に携わる職員への研修を行い、相談体制の充実を図る。 また、DV防止法に基づく配偶者暴力相	さいたま市ドメスティック・バイオレンス防止 対策関係機関連携会議を開催した。 (5月、1月) また、庁内ドメスティック・バイオレンス防止 対策関係機関連携会議を開催した。 (9月、3月) 婦人相談員研修では、DVに関する講師によ	H29		3	А	企画・実施にあた り、男女が対等に意 見を出し合った。	3	DV被害の内容が多様化しているため、多様な相談に応じられるよう、婦人相談員の研鑽に努める。	男女共同参画課
D V	*			③婦人相談員研修の実施			る研修を開催した。	H28 H27	3	3	A		3		
防止基本		178		各種相談事業の実施及び相談窓口の周知を行う。 相談窓口の相談員については、さらなる資質向上 に努める。また、DV防止法に基づく配偶者暴力相 談支援センターを設置し、取組を強化する。		人権相談事業を通じて、人権問題の解 決を図る。	人権相談を毎月第2木曜日に市内4ヶ所で 実施した。その他、「人権擁護委員の日」に 関連して6月1日に特設人権相談を市内5ヶ 所で相談を実施した。年間相談件数89件	H26 H29		3	A, B, C	相談員は男女バランスよく配置されて おり、多様な相談に 対応できている。	4	今後も継続して相談を実施する。相談日や会場が限定されているため、、極 カ多くの市民の相談に対応できるよう に、周知方法・会場等について検討する。	人権政策
計画の推				①人権相談事業				H28 H27 H26	4 4 4	3 3	C A, B, C A, B, C		4 4		推進課
進)				各種相談事業の実施及び相談窓口の周知を行う。 相談窓口の相談員については、さらなる資質向上 に努める。また、DV防止法に基づく配偶者暴力相 談支援センターを設置し、取組を強化する。			毎月、市報・ホームページに市民相談日を 掲載。離婚・DVに関する相談について、平 成29年度実績は479件であった。	H29		4	C	男女問わず、相談者が窓口に見えている。	3	引き続き、市民が抱える問題に対し、 10区のくらし応援室で専門相談員に よる相談を実施する。	市民生活安全課
				①住民相談事業				H28 H27 H26	4 4 4	4 4 4	C B, C B, C		3 3		-

日本	基本				計画期間のめざす方向	- 平成29年度の取組状況	/	1		点検∙評	価	今後の取組	
	的施			事業目的・概要		平成29年度の実施状況・実績等を記載		進捗度(4段階)	効率性 (4段階)	同参画の	具体的に記載	一の進 連切力及び収益し上での課題を	_ 担当詞
日本				ず、誰でも相談や支援を受けることができるように環境を整備する。	者へ対応する。	障害福祉の所管課と連携しつつ、被害者に		3	3	А	り、男女が対等に意	多様な被害者への対応をすすめてい	男女共参画記
### (179)	2 被						H27	3	3			4	
19	害者の早期			ず、誰でも相談や支援を受けることができるように環境を整備する。 ①外国人のための生活相談	に対し、日常生活を営む上で必要なアドバイス等を5か国語にて行う。	木曜日の9時~12時、外国人相談を行う。 月:英語・タガログ語、火:韓国・朝鮮語、水: 英語・ポルトガル語、木:中国語。平成29年			4	C	者が窓口に見えて	10区のくらし応援室で専門相談員に	市民生安全記
	1 第	179	9 3多様な被害者への	営めるよう、行政として窓口を設置し対応する。				4	4	_		3	
(ع ا	1	~ 心慮					4	•			3	-
放するの安全を簡似しつの、地域における社会官	相談体制の充			ず、誰でも相談や支援を受けることができるように環境を整備する。 ①外国人のための生活相談 外国人市民の日常生活における問題解決を支援 する。日本語による簡易生活相談及び多言語生活 相談の実施。 ②外国人のための情報提供 外国人市民の日常生活の利便性を高める。外国人	る。 ②外国人市民も住みやすいまちづくりに 貢献する。	外国人市民の日常生活における問題解決を支援するため、日本語による簡易生活相談及び多言語生活相談を実施した。 ②外国人のための情報提供 外国人市民の日常生活の利便性を高めるため、外国人市民のために、生活ガイドブッ					談者の利用がある。 ②要望のあった各 区役所等にさいたま 市外国語マップ及び ガイドブックを配布し	必要性がある。また、観光国際課と (公社)さいたま観光国際協会が連携 し、相談業務に係る情報収集等を行 い効果的な運用を図る必要性があ る。 ②引き続き外国語マップ、ガイドブック	観光
### 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2						ク・カイトマップを配布した。 		4	4			3	
接着者の安全を経験しつっ、無駄においる社会資 頭の信用といより、保護で行う。 工被言者の緊急時における一時保護・業 受民間同体・の支援を提供している。 を開きないない。 一般では、はいうない。 一般では、はいうない。 一般では、はいうない。 一般では、はいうない。 一般では、はいうない。 一般では、はいうない。 一般では、はいうない。 一般では、はいうない。 一般では、はいうない。 一般では、はいうない。 一般では、はいうない。 一般では、いうない。 一般では、いうないが対象により、リーサなが対象により、リーサなが対象により、リーサなが対象により、リーサなが対象により、リーサなが対象により、リーサなが対象により、リーサなが対象により、リーサなが対象により、リーサないが対象により、リーサないが対象により、リーサない対象により、リーサない対象により、リーサないが対象により、リーサないが対象により、リーサないが対象により、リーサないが対象により、リーサない対象により、リーサないが対象により、リーサないが対象により、リーサない対象により、リーサないが対象により、リーサないが多により、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は								4	•			3	_
180				源の活用などにより、保護を行う。 ①被害者の緊急時における一時保護事業	支援する民間団体が持続的な自立支援	②民間シェルターを運営している団体に補	H29	3	3	А	り、男女が対等に意		男女共参画記
① ○ 日子繁急・時保護事業												4	
① ○ 日子繁急・時保護事業		180					H26					4	
を施政に入別では、必要が保護を行う。 技術書者の情報を保護するため、住民基本台帳の関 一次	被害者 の			源の活用などにより、保護を行う。 ①母子緊急一時保護事業 緊急的に保護を必要とする母子を保護する。緊急 的に保護を必要とする母及び子(義務教育修了前)			H29		J	E	する事業であるた	緊急一時保護の受入体制を定めてい	子育で
接害者の情報を保護するため、住民基本台帳の閲覧等の制限を行う。また、被害者の安全の確保のため、被害者支援に関わる関係機関などに対し、被害者の安全を確保を図る。また、被害者有級の取扱いに留意し、管理することにより、被害者の安全を確保を図る。また、被害者有級の取扱いに留意し、管理することにより、被害者の安全を確保する。 ① 情報管理の徹底 ②被害者及びその関係者に関する情報で理を徹底する。 ②被害者及びその関係者に関する情報で理を徹底する。 ① 情報管理の徹底 ②被害者及びその関係者に関する情報を保護するため、住民基本台帳の関策等の制限を行う。また、被害者の安全を確保する。 ② 被害者の形形を行う。また、被害者の安全の確保のため、決害者の安全の確保のため、被害者の安全を確保の関策等の制限を実力を出限することにより、被害者の現住所等の情報を保護を行ったも、としてい、被害者の現住所の情報の保護を行ったも、適切に対応した。 126 3 3 3				を施設に入所させ、必要な保護を行う。			H27	3		E		4 4	-
日立 支援 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大	きと					亚代00左连士塔世墨冠甲件粉 60件	H26	3	3	E	△西 中本にまま	4	
181 ②被害者及びその関係者に関する情報の保護 181 ②被害者及びその関係者に関する情報の保護 181 ②被害者及びその関係者に関する情報の保護を行う。また、被害者の安全の確保のため、被害者支援に関わる関係機関などに対し、被害者の使用を探索する目的での住民基本台帳の関策等を制限することにより、被害者の現住所等の情報を保護を行った。	自立支援			覧等の制限を行う。また、被害者の安全の確保のため、被害者支援に関わる関係機関などに対し、被	行を行い、被害者の安全確保を図る。 また、被害者情報の取扱いに留意し、管 理することにより、被害者の安全を確保	庁内DV防止対策関係機関連携会議でプラ	H29	3	3	А	り、男女が対等に意	は細心の注意を払っていく。	男女共参画
実 ②被害者及びその関係者に関する情報の保護するため、住民基本台帳の閲覧等の制限を行う。また、被害者の安全の確保のため、被害者支援に関わる関係機関などに対し、被害者の生所を探索する目的ではより、住民基本台帳の閲覧等を制限することにより、被害者の現住所等の情報を保護を行った。 各区役所区民課おいて、被害者からの申出を適切に処理し、加害者がらの申出を適切に処理し、加害者がらの申出を適切に処理し、加害者がら、被害者の住所を探索する目的ではより、住民基本台帳の閲覧等の制限を実施し、被害者の現住所の情報の保護を行った。 投票者のでは、対応した。 投票者の情報を保護するため、住民基本台帳の閲覧等の制限を実施し、被害者の自動ではより、住民基本台帳の閲覧等の制限を表述し、被害者の現住所等の情報を保護を行った。 日27 名 4 名 E 日28 名 4 名 E 日29 名 4 名 E 日28 名 A A A A A A A A A A A A A A A A A A	充			①情報管理の徹底						A		4	
181 (保護	実	1.0								A		4 4	-
①住民基本台帳の閲覧等の制限 H28 4 4 E 4 4 E 4 4 E 4 4 E 4 4 E 4 4 E 4 4 E 4 4 E 4 4 E 4 4 E 4 E 4 E 4 E 4 E 4 E 4 E 4 E E 4 E		18	保護	酸音句の情報を保護するだめ、住民基本音帳の風 覧等の制限を行う。また、被害者の安全の確保のため、被害者支援に関わる関係機関などに対し、被	者から、被害者の住所を探索する目的で の住民基本台帳の閲覧等を制限することにより、被害者の現住所等の情報を保	により、住民基本台帳の閲覧等の制限を実施し、被害者の現住所の情報の保護を行っ			4	E	処理要領に基づき、		区正推進
H27 4 4 E 4				①住民基本台帳の閲覧等の制限			H28	4	4	E		4	
H26 4 4 E 4							H27	4	4	Е		4	

施策	基					計画期間のめざす方向	亚戊00在度の取织状况				点検∙評	価		今後の取組	
東の方向	本的施策	事業 番号	推進事業名	事業目的•概要	数値 目標No.	目標・めざすべき成果	平成29年度の取組状況 平成29年度の実施状況・実績等を記載		進捗度(4段階)	効率性 (4段階)	男女共 同参画 の 視点	具体的に記載	今後 の進め方		担当課
				福祉や雇用などの各種施策を十分に活用し、精神的な支援も含めた被害者の生活再建と経済的支援を進めるなど、被害者の自立を継続的に支援する。 ①DV被害者への情報提供		被害者への継続的な相談対応による精神的な支援、及び、被害者の生活再建に必要な情報を提供し、被害者の自立を目指す。	被害者の心情に寄り添うべく継続相談を実施し、被害者のおかれている段階に応じて必要な情報を提供した。	H29	3	3	А	企画・実施にあたり、男女が対等に意見を出し合った。	4	引き続き、被害者への継続的な自立 支援及び情報提供を継続していく。	男女共同参画課
								H28 H27	3	3	A		4		
				福祉や雇用などの各種施策を十分に活用し、精神的な支援も含めた被害者の生活再建と経済的支援を進めるなど、被害者の自立を継続的に支援する。 ①さいたま市多重債務者生活再建安心プログラムの周知徹底			さいたま市多重債務者生活再建安心プログラムを実施、消費生活相談として多重債務者の相談を受け付け、弁護士や関係団体等につなぐことにより、相談者の救済を行った。	H26		3	A, B, C	専門資格を持った 消費生活相談員が 対応、男女の区別 なく、経済的・精神 的困窮状況を的確 に聞き取り、相談者 に適した支援につな げている。	2	貸金業改正の効果で、多重債務に関する消費生活相談件数は少なくなってきているため、取り組み自体は継続しながら、より適切な対応方法を検討していく。	消費生活 総合 センター
2								H28 H27	3	3	A、B、C A、B、C		2		
トメスティッ				福祉や雇用などの各種施策を十分に活用し、精神的な支援も含めた被害者の生活再建と経済的支援を進めるなど、被害者の自立を継続的に支援する。 ①子育て相談		①児童の養育と養育に関連して発生する種々の問題を解決する。	①家庭における児童の福祉についての相談 指導業務を行った。 相談件数 8,732件(H30.1月末現在)	H26	3	3	A, B, C	男女を問わず利用できる事業である。	2	引き続き、研修等によって相談員の 資質の向上を図り、相談体制の充実 を図る。	
(DV防止基本)	3被害者の保護と	182	③自立に向けた支援	家庭における適切な児童の養育と養育に関連して 発生する種々の児童問題を解決する。家庭児童相				H29	4	4	С		4		子育て支援 政策課
計ス画防	自立							H28 H27	4	4	C		4		
の推進)被	一支援の充実			福祉や雇用などの各種施策を十分に活用し、精神的な支援も含めた被害者の生活再建と経済的支援を進めるなど、被害者の自立を継続的に支援する。 ①生活保護(被害者の生活の支援)		生活保護法の適用が必要な者に対して	婦人相談センターに入所した者のうち、生活保護法の適用が必要な者に対して生活保護法を適用し、社会復帰や生活支援を行った。 (平成29年度:6世帯)	H26 H29		4	C	要支援者から申請 があった場合に生 活保護による支援を 行うものであり、「男 女共同参画の視点」	4	申請に基づき生活保護を適用し、支援する。支援にあたっては、婦人相談センターと緊密な連携を図っていく。	
害者の自								H28	4	4	D	に基づく評価になじまない。	4		生活 福祉課
立支								H27 H26	4	4	D D		4		
援				福祉や雇用などの各種施策を十分に活用し、精神的な支援も含めた被害者の生活再建と経済的支援を進めるなど、被害者の自立を継続的に支援する。 ①DV被害者に対する市営住宅の目的外使用		DV被害者の精神的、時間的ゆとりの確保及び生活基盤の立て直しに寄与する。	利用実績なし。	H29	4	4	А	実施にあたり、課内 会議を開催し、男女 が共に意見を出し あった。	4	引き続き、緊急の目的外使用に備 え、住戸を確保する。	住宅政策課
				현대 보기 - 라시아까(화) HB 그 기본 HI III III 다		ti⊞kt i −¢απι₽		H28 H27 H26	4 4 4	4 4 4	A A A	Am 951-++	4 4 4	31+6++ 1271LL2 1 12" = =0++++	
		183	④心身の健康回復への支援	自助グループなどの活動に関する情報提供や、グループの形成・継続に対する支援を行うことをとおして、地域における継続的なサポートにつながる体制の整備に努める。		自助グループの形成。	自助グループの形成として、「傷ついた心のケア講座」において、ピアサポートグループを実施した。	H29	3	3	А	企画・実施にあたり、男女が対等に意見を出し合った。	3	引き続き、ピアサポートグループを実施しつつ、自助グループの形成を目指す。	男女共同 参画課
				①精神保健に関する支援				H28 H27 H26	3 3	3 3	A A A		3 3		

基						計画期間のめざす方向	正式00左阵0斯织业7		1		点検∙評	価		今後の取組	
本的施策	直置	事業 各号 推	推進事業名	事業目的•概要	数値 目標No.	目標・めざすべき成果	平成29年度の取組状況 平成29年度の実施状況・実績等を記載	/	進捗度(4段階)	効率性 (4段階)	男女共 同参画 の 視点	具体的に記載	今後 の進 め方	具体的に記載	担当課
				被害者の子どもが安心して生活できるよう、被害者などの安全の確保を図りつつ、教育委員会、学校、保育所などの関係機関と連携し、子どもが適切な配慮を受けられるよう支援する。			婦人相談員会議での「子育て応援ブック」の 配布等を通じて情報を周知した。	H29	3	3	А	企画・実施にあたり、男女が対等に意見を出し合った。	3	今後も関連する情報を収集し、的確 に被害者へ提供できるよう努める。	男女共同参画課
				①婦人相談員への情報の周知				H28 H27 H26	3 3 3	3 3 3	A A A		3 3 3		
2 ドメスティッ	1	84 ①保i	育•就学支援	被害者の子どもが安心して生活できるよう、被害者などの安全の確保を図りつつ、教育委員会、学校、保育所などの関係機関と連携し、子どもが適切な配慮を受けられるよう支援する。 ①子どもショートステイ事業家庭における児童の養育を行うことが一時的に困難になったときに、児童を児童養護施設等において短期間、養育・保護することによって、核家族化などによって養育機能が低下した家庭を支援する。乳児から小学校終了までの児童の保護者が、疾病、疲労、怪我、看護、冠婚葬祭、出張、災害等の		①家庭における児童の養育を行うことが一時的に困難になったときに、児童を児童養護施設等において短期間保護し、保護者の負担軽減、児童の健全育成を図る。	児童養護施設等において、養育・保護が必要な児童の預かりを行った。延べ4人、15日 (H30.3月現在)	H29	4	4	В	児童の養育を行うことが一時的に困難になったときには、男女を問わず誰でも利用できる事業である。		空床利用のため、満床の場合や利用希望が重複したときなど希望に応じられない場合がある。	子育で支票
ク ・ バ	,			理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になったとき、児童を児童養護施設等において短期間預かる。				H28 H27	4 4	4 4	B B		4 4		-
イ 子 オ ジ	<u>.</u>			被害者の子どもが安心して生活できるよう、被害者		緊急的に保護を必要とする母子を受け	DV被害を理由に緊急避難をしてきた児童	H26	4	4	В	関係機関と連携し、	4	今後± D)/被害を理由に取刍避難を	1
レンス防止対しもへの支援				被音句の子ともが成れて生活できるよう、被音句 などの安全の確保を図りつつ、教育委員会、学校、 保育所などの関係機関と連携し、子どもが適切な配 慮を受けられるよう支援する。 ①児童生徒の就学支援		入れる。	ひめ音が生日に系の登録をしてさた元皇 生徒に対し、居住の事実を確認の上、速や かに就学支援を実施した。また必要に応じ、 生活保護制度又は就学援助制度の案内を 行った。	H29	4	4	E	関係機関と建協し、 子どもの就学機会 が失われることがはないよう、速やかに対応した。併せて必要 な制度の案内及び 個人情報の厳重な 管理を徹底した。	4	今後も、DV被害を理由に緊急避難を してきた児童生徒に対し、居住の事実 を確認の上、速やかに就学支援を実 施する。また必要に応じ、生活保護制 度又は就学援助制度の案内を実施す る。	I <mark>J </mark>
策と被害者								H28 H27 H26	4	4	E		4		
害者の自立支援				家庭でDVを目撃したり、虐待を受けるなどして傷ついている子どもの心とからだのケアを行う。 ①子どもの精神保健相談室の実施 ②思春期の専門相談事業		もやその家族等を対象に、電話相談を 実施し、必要に応じて面接を行い、子ど もや家族の心のケアを図る。 ②グループワークや心理療法、心理教 育を行う。	背景にDVがある電話・面接相談を延べ〇〇件(未確定)実施した。適宜、相談の中で心理教育や心理療法などを実施し、こころのケアを行った。 機能不全家族の中で育った子ども向けの心理教育グループを2回実施し、延べ22名の子どもが参加した。		·	3	A, B,	打ち合わせの際に、 男女が対等に意見 を出し合った。グ ループの司会も男 女で行った。参加児 童は男女が混在し、 成果があった	4	より専門的な知識と技術を要するため、相談員の質の維持向上が課題である。	こころの(康センター
								H28 H27	4	4	A, B, C		4		
	1	85 ②子と	さもの心のケア	家庭でDVを目撃したり、虐待を受けるなどして傷つ	1	スクールカウンセラーを中心に、心のケ		H26	4	4	A	教員やスクールカウ		今後も教員やスクールカウンセラーが	\$
				いている子どもの心とからだのケアを行う。 ①教育相談推進事業			全ての市立中学校、高等学校、特別支援学校に 年間40回、市立小学校に原則年間20回勤務 し、DVや虐待に限らず、スクールカウンセラーと しての専門性を生かし、教員と連携して、子ども	H29	4	3	А	ンセラーが連携した支援が実施できた	4	連携して、心のケアを行っていく。	総合教育相談室
							の心とからだのケアを行った。	H28	3	3	A		3		
1								H27 H26	4	4	А		4		

施	基					計画期間のめざす方向	五代00年序の取织状况		1		点検∙評	価		今後の取組	
策の方向	本的施策	事業 番号	推進事業名	事業目的•概要	数値 目標No.	目標・めざすべき成果	- 平成29年度の取組状況 平成29年度の実施状況・実績等を記載 		進捗度(4段階)	効率性 (4段階)	男女共 同参画 の 視点	具体的に記載	今後 の進 め方	進め方及び取組む上での課題を 具体的に記載	担当課
2		186	①関係機関・民間団体との連携協力体制の強化	被害者の適切な保護を行うために、庁内及び庁外の関係機関と連携会議を開催する。また、DV被害者の支援のために、関係機関や民間団体との連携を強化する。 ①DV防止対策関係機関との連携(連携会議の開催) ②警察との連携 ③教育機関や保育園等との連携 ④福祉・保健機関との連携 ⑤専門家(弁護士、精神科医等)との連携		配偶者等からの暴力の防止及び被害者の自立を支援する。	さいたま市ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関連携会議を開催した。 (5月、1月) また、庁内ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関連携会議を開催した。 (9月、3月)	H29			A. B. C		4	引き続き、庁内外の連携会議を開催 し、DV対策について各関係機関との 連携を図る。	男女共同参画課
l K				⑥DV被害者支援団体との連携				H28 H27	4	4	A、B、C A、B、C		4		-
×								H26	3	3	B, C		3		-
スティック・	5	187	○ 時黎朗係老に トス	被害者の立場に配慮した適切な対応ができるよう、 DVに対する意識及び知識の向上を図るため、職 務関係者を中心に職員研修を実施する。 ①職務関係者研修の実施			婦人相談員の質の向上を図るため、スーパービジョン4回、庁内外の講師を招いて8回研修を実施した。	H29				企画・実施にあたり、男女が対等に意見を出し合った。	4	引き続き、研修内容を充実していく。	男女共同 参画課
V N	関 係							H28	4	4	A、B、C		4		
防イ								H27	4	4	A、B、C		4		
	機							H26	3	3	A、B、C		3		
	関等との連	188	③調査研究の推進	市民意識調査、デートDV意識調査を実施、また、 国の調査研究、他自治体の取組について調査・研究し、加害者の更生に向けた施策のあり方を検討する。 ①DVに関する実態調査・研究			九都県市首脳会議デートDV未然防止啓発 検討会において、各都県市と先進事例の共 有を図り、若年層への効果的な啓発方法に ついての情報交換を行った。	H29	3	3	A、B、C	企画・実施にあたり、男女が対等に意見を出し合った。	4	今後も定期的に調査を行うことで、市 民の意識の変化を把握し、施策に反 映していく。	男女共同 参画課
## 5:1	携							H28		4	A、B、C		4		
進策	協							H27	3	3	B, C, D		4		
(進) では、 一巻 では、 一巻 できます できます できます できます できます できます かいき はい	, JJ	189		被害者から、職員の職務の執行に関して苦情の申出を受けた場合は、適切かつ迅速に処理し、対応の向上を図るように努める。 ①苦情処理の取組			相談対応への苦情申出があった場合、会議の場にて内容の報告をするとともに、どういった問題点があったのかを話し合い、対応の向上につながるようにした。	H26		3	A、B、C	会議の場では、男女が対等に意見を出しあった。	4	今後も申出の内容を共有、協議し、同 じような内容の苦情が出ないよう努め る。	男女共同参画課
호								H28	3	3	А		4		
支								H27		3	А		4		
自立支援		190		早期に育児不安の軽減を図り、児童虐待の発生を 予防するため、産科医療機関等と連携し、妊娠中ま たは出産後早い段階から支援が必要と判断される 家庭を把握し、継続支援する。		に把握し、確実に支援していく。	出産ができる医療機関のうち特定妊婦や、ハイリスク児及びハイリスク家族の連絡を31 箇所の医療機関から総数661件(平成30年 2月末現在)受け支援を行うことで、子ども虐 待の発生を防いでいる。	H26	4	4	C	支援が必要な家庭 について、性別にか かわらず支援をして おり、虐待の予防に 寄与できている。	4	より連携を密にし、一層の協力体制の構築を図る。	地域保健支援課
								H28		4	С		4		
								H27	4	4	С		4		
								H26	4	4	С		4		